

第六回国会 郵政委員会 議 録 第六号

昭和二十四年十一月二十二日(火曜日)

午後二時五分開議

出席委員

委員長

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

岩津町大字宮石村三部落間に無集配郵便局設置の請願(千賀康治君紹介)(第一一五四号)

特定郵便局における勤務時間に関する請願(江崎一治君外三名紹介)(第一一六九号)

の審査を本委員会に付託された。

本日

の会議に付した事件

郵便物運送委託法案(内閣提出第一

号)(参議院送付)

郵政行政に関する件

請願

一 川崎市南河原郵便局復活の請願

(白井佐吉君紹介)(第三号)

二 電報配達要員に関する請願(渡邊良夫君紹介)(第一〇号)

三 野方郵便局復活に関する請願(花村四郎君外一名紹介)(第三六号)

四 碧南市の通信施設拡充に関する請願(中野四郎君紹介)(第三八号)

五 五日市郵便局に集配事務復活の請願(山本久雄君紹介)(第五二号)

六 川合郵便局に集配事務開始の請願(前田正男君紹介)(第六五号)

七 下瀬郵便局に集配並びに電信電話事務開始の請願(前田正男君紹介)(第一二六号)

八 此花郵便局復興促進の請願(前田種男君紹介)(第一七七号)

九 川崎市鹿島田に特定郵便局設置の請願(白井佐吉君紹介)(第二六八号)

一〇 七合郵便局に集配事務開始の

請願(高垣三郎君紹介)(第二八七号)

一一 簡易保険及び郵便年金の融資再開に関する請願(井出一太郎君紹介)(第二八八号)

一二 川原村に特定郵便局設置の請願(坪内八郎君紹介)(第二八九号)

一三 相馬大倉郵便局に電話架設の請願(松井政吉君紹介)(第二九〇号)

一四 二枚橋郵便局に電話架設の請願(松井政吉君紹介)(第二九一号)

〇石原委員長

これより会議を開きます。

この際ちよつとお知らせいたします。

郵便物運送委託法案は、きのう当委員会に本付託になりましたから、御了承を願います。

それではただいまより郵便物運送委託法案を議題といたしまして、審査を進めますが、質疑に入る前に、参議院において修正された部分につきまして、政府より説明を求めます。

郵便物運送委託法案

右の内閣提出案は本院において修正議決した。よつて国会法第八十三條によりここに送付する。

昭和二十四年十一月二十一日

参議院議長 佐藤 尚武

衆議院議長 幣原喜重郎殿

(小字及び一は参議院修正)

(運送料金の基準)

第五條 第八條第一項に掲げる者が前二條の規定により郵便物を運送する場合における運送料金は、郵

便物の運送原価に公正妥当な利潤を加えた金額を基準としなければならぬ。但し、その者が、資本金の全額を政府が出資する運送事業者又は地方公共団体であるときは、郵便物の運送料金は、その運送原価を基準としなければならない。

2 前項の運送料金の基準は、運輸大臣があらかじめ郵政大臣に協議して、運輸省設置法(昭和二十四年法律第五十七号)第五條に規定する運輸審議会に諮り、その決定を尊重して定める。

供した場合の補償金の額については当該施設を賃借するとすれば通常支拂すべき賃借料を基準として、その他の場合の補償金の額については通常生ずべき損失の額を下らない額においてこれを定めなければならない。

3 郵政大臣は、前項の補償金の額を定めるときは、運送業者、その旨を当該運送業者に通知しなければならない。

4 第二項の補償金の額に不服のある者は、訴をもつて増額を請求することができる。但し、前項の通知を受けた日から一箇月を経過したときは、この限りでない。

附 則

1 この法律は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

2 鉄道船舶郵便法(明治三十三年法律第五十六号)は、廃止する。

3 郵便法(昭和二十二年法律第六十五号)の一部を次のように改正する。

第十條を次のように改める。

第十條 削除

4 運輸省設置法の一部を次のように改正する。

第六條第一項第三号の次に次の一号を加える。

三の二 郵便物運送委託法(昭和二十四年法律第 号)第五條第二項の規定による郵便物の運送料金の基準の設定

この法律施行の際郵便物の運送

十一月二十一日

郵便物運送委託法案(内閣提出第一

号)(参議院送付)

同月十九日

農産物の郵送料金軽減に関する請願(宇野秀次郎君外二名紹介)(第九二八号)

簡易生命保険及び郵便年金の融資再開促進に関する請願(江崎一治君外三名紹介)(第一〇八一号)

郵政省の不正管理者追放に関する請願(江崎一治君外三名紹介)(第一〇九一号)

岩津町大字宮下字ヲチタに無集配郵便局設置の請願(千賀康治君外一名紹介)(第一一四二号)

第一類第十三号

郵政委員会議録第六号

昭和二十四年十一月二十二日

一

等を行つてゐる者と郵政大臣との間に現に存する郵便物の運送等に関する契約は、この法律施行のときにおいて、この法律の規定に基づき郵便物の運送等を行つてゐる者と郵政大臣との間に締結された契約とみなす。但し、その契約は、この法律施行の日から六箇月をこえて存続することができない。

○浦島政府委員 それでは、私の方から御説明申し上げますことは筋違ひと思ひますが、便宜参議院において修正せられました箇所について御説明申し上げます。

修正されました点は三点でありまして、その第一点は第五條の第三項についてでございます。政府原案によりまして、第五條第三項は「運輸大臣が、運送料金の基準の変更について運輸省設置法第七條の規定に基づいて運輸審議会から勧告を受けたときは、郵政大臣に通知して、その勧告に基づきこれを變更することができる。」というふうになつておりますのを、この中の「郵政大臣に通知して」というのを「郵政大臣に協議してこれを變更すること」ができる。「このように修正せられました。従ひましてだいたいの箇條の訂正されたものを読んでみますと「運輸大臣が、運送料金の基準の変更について運輸省設置法第七條の規定に基づいて運輸審議会から勧告を受けたときは、郵政大臣に協議してこれを變更することができる。」というふうに替はれております。それから第二点は、第十五條の損失補償の條文についてでございますが、十

五條の本文には修正はなかつたのでありますけれども、さらに二項目追加せられました。第十五條の3として「郵政大臣は、前項の補償金の額を定めたときは、遅滞なく、その旨を当該運送業者に通知しなければならない。」すなわちこの十五條によつて郵政大臣が損失額を定めるわけでありましたが、定められた場合には、遅滞なく運送業者に通知しなければならぬという、郵政大臣の義務が規定せられたわけでありまして、それから第四項として「第二項の補償金の額に不服のある者は、訴をもつて増額を請求することができる。但し、前項の通知を受けた日から一箇月を経過したときは、この限りでない。」すなわち郵政大臣の定めた補償金につきまして不服があるときには、郵政大臣に訴えをもつて増額の請求をすることができるといふ、運送業者の増額要求の道が開かれたわけでありまして、しかしその増額を請求する期間については、一箇月に限られたわけでありまして、

修正の第三点は、附則の刑罰の経過規定でございます。附則によつて従来の鉄道船舶郵便法が廃止になりますので、この旧法のときに行われました犯罪行為に対する罰則がどうなるかという問題がはつきりしておりません。附則の第二項、すなわち「鉄道船舶郵便法明治三十三年法律第五十六号」は、廃止する。」という文句の下に「但しこの法律施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。」ということが明記せられたわけでありまして、以上であります。

○石原委員長 質疑を許します。白井君。

○白井委員 ごく簡単に一、二の点についてお尋ねしたいと思ふのであります。この運送委託法案が施行せられてから六箇月以内において、競争による契約をしなければならぬということに相なつておるのでありますが、現在委託業務を実行中の業者のほかに、この契約競争に参加しようとする者が、どの程度に期待できるか。たくさんあると思はれるか。あるいはきわめて少いものであらうかという当局の見通しを伺いたい。さらにこの契約ができるというところであるとするならば、どういふ人々が予想されるかという点について、まず第一にお聞きしたいと思ふのでございます。

○浦島政府委員 この法律施行後六箇月間は、従来の受命者、すなわち運送業者におきましてそのまま仕事を継続できるわけでありまして、六箇月を経過したとしますと、この法律によりまして新しく契約をし直すということになるわけでありまして、従ひまして法律の建前は、その施行六箇月後、郵便物の運送をしたいという意思のある人は、だれでも参加できる建前になつておるわけでありまして、しかしながらこの法律の第三條第二項におきまして、その郵便物運送等に関し必要な能力を有し、かつその者に業務を行わせてもさしつかえないと郵政大臣が認めた者でなければならぬという規定がございますので、おのずからこの実質的な参加の範囲というものは、これで限定せられるわけでありまして、従ひまして従来の業者はとにかく長い間その経験もございまして、また今日まで郵便物の

運送につきまして支障なく運行いたしておられますので、その競争に加えて、いわゆる資格の面におきましてはすでに実証済みでございますので、大体従来の業者がもしさらに引續いて運送を委託したいという意思がありますれば、そのまま自由競争に参加し得るわけでありまして、従ひまして六箇月後の参加者の数は、この法律の建前はとにかく自由競争でありますので、だれでもできますが、第三條の第二項によりまして、おのずからその範囲が制限されることになるわけでありまして、それでその数いかにということでございますが、その数も結局従来の受命者はその数の中に入るわけでありまして、しかし従来の受命者でない、新たに郵便物の運送を契約したいという人が、どれだけあるかということにつきましては、郵政省としてはつきり見通しもつかぬわけでありまして、その点の数ははつきり申し上げることはできないと思ふのであります。

第二点の御質問の競争者の範囲の点につきましては、ただいま私が申し上げました点から、おのずからはつきりすることと思ふのであります。要するに自由競争の面に加わらんとする者は、まず第一次的に第三條の第二項によりまして、郵政大臣がその能力があり、また支障が生じないと思はれる者でなければならぬという根本原則によりまして、範囲がおのずからきまつて来るわけでありまして。

○白井委員 そのことはこの法文に明記されてあることであります。私はいま少し掘り下げて考えてみたいと思ふのであります。それは競争というこ

とをお認めになつたことは、要するに機会を均等に與えるということが原則でなければならぬ。従つてここに従来の受命者というものを対象にし、また範囲に考えておられるならば別問題であります。私は少くともここに多くの者がこういう機会をとらえて、競争の仲間入りして行こうというふうになつて来るのではないかと。またさういふふうに行かんとせられるところの事柄が、すなわち本法の精神ではないかというふうに考えるわけでありまして、しからばもしかような観点から行くとするならば、その人を選ばない。ただ資格がある、また郵政大臣の認めた者であるということ、は、たいていへんに抽象的に聞える言葉でありまして、いささしく具体的に、設備が十分であるからこれは資格があるのだからとか、資力があるからとか、あるいは人格が高潔であるからこれも資格があるのだからといったように、何らかそこに基本をなすべき中心がなければならぬと、かように考えるわけでありまして、これらの点について御所見を伺いたいと思ひます。

○浦島政府委員 お答えいたします。ただいまの御質問の点につきましては、要するに第三條の第二項の能力の認定の問題でございますが、これにつきましては具体的には大体郵政省として考えておりますことは、まず第一点とはにかく郵便物の運送は、継続的にしかも正確な運行を條件とします。従ひましてこの郵便物の運送に對しまして、その運送業者は深い理解と認識を持つておる必要があるわけでありまして、ま

た運送事業というものは特殊な仕事でございまして、相当の経験と有し、さらにその運送事業を完全に行いますためには、資力というものが必要であるのでありまして、この点につきましては、一般の競争契約に關します大蔵省令、すなわち大正十一年四月に出ている「一般ノ競争ニ加ラムトスル者ニ必要ナル資格ニ関スル件」この省令に準拠いたしまして、必要な条件を定めたいと考えたわけであります。

さらに消極的な条件といたしまして、従来郵便物の運送等に対しまして、不正の行為のあつた者は排除する。また安全、正確に十分に、従来の郵便物の運送の運行につきまして、成績が悪い者、あるいはまた何らか郵便物の運送につきまして著しく阻害の行為のあつた者等につきましては、排除したい。こういうふうな考えておるわけであります。

もう一つの点といたしましては、一般自由競争によりまして、ある特定の運送業者が落札いたしましたも、その運送業者自身が、いわゆる道路法に基きました貨物運送事業の免許を持たなければ、實際車を動かして得ないわけであります。特にこの郵便物の荷を専用運送します場合には、運輸大臣から特定貨物運送事業の免許をもらわなければならぬわけであります。従いまして、かような免許を持つてゐる人、あるいは免許を受けられる見込みのある人につきまして、契約をして行かなければならぬわけでありますので、かようなことも實際に必要なわけであります。

以上大体三点につきまして、お答えいたしましたわけであります。

○白井委員 そういたしますと受命会社と申しますか、受託会社と申しますか、運送法による契約の相手方というものは、もうほとんどきまつたもののように結論づけて考えられるわけなので、そうすると従来の関係会社であつた郵便通送会社と申しますか、その会社がほとんど独占的な事業になつてしまふ。よしんばそこに若干の相手方があつて、幸ひにして契約を締結するまでに至りまして、経験は乏しいし、資力は乏しい。設備も貧弱であるといつたような関係から、競争をいどまんとしても、それはとうてい及ぶものじやない。必ずある年月の間には圧倒されて、従来の通送会社が一本でほとんど独占的にしてしまふという結論になろうかと思ふのであります。そうなりますと、これが弊害を招くかどうか、そこに業務の運行の上でどういふような結論が出て行きますか。これは将来の問題でありますから、若干杞憂にすぎないかも知れませんが、どうも独占事業といふものにつきまとうものは不正であり、あるいは弊害であり、横暴であるといつたようなことであるのであります。せつかくの公企業が、そういうもののために汚されるというこゝとなつてはたいへんだということをお案するあまり、今のようなことをお伺いするわけなんですが、そういう懸念はお持ちかどうか、この点をまず伺いたいと思ふ。

○浦島政府委員 ただいまの御質問の点でございますが、これは法の建前としましては、日本郵便通送会社のみによりて行つて建前ではないのであります。要するにこれは運送業者の實力の問題になるわけであります。従いましてある一定の区域内に、郵政省で郵便物を運送せしめたい場合に、日通と同じ實力を持ち、同じ設備を持つておる会社がありましたならば、これは法によりまして自由競争ができるわけでありまして、従つてそういう場合には自由競争によりまして、實力のあるものが新たに個々に契約をされて行くことになるのでありまして、法の建前としましては絶対にさうな御心配の点はないものと思ひます。また實際の運用におきまして、何も日本郵便通送会社に独占せしめるために、あれができたものじやないのであります。またまたま会社ができまして当時の情勢として、従来の各地の受命業者によつてあの日本郵便通送会社をつくつたのであります。その地域以外にももちろんその後多少は区域を拡張した点もございしますが、大体当時の受命会社がつておりました区域内の仕事をやつておるわけであります。従つてたとえて申しますと、北海道全部あるいは九州の鹿児島県全部、あるいは静岡県伊豆半島のような広範囲には、他の運送業者が専門に郵便物の運送をやつておるわけでありまして、従つて日本郵便通送会社が独占をしておるといふ点はないわけでありまして、また将来におきましても、郵政省としてはある特定の会社に独占せしめたいといふような考えは毛頭ございせん。あくまでこの委託法案によりまして、自由競争によりまして、實際に實力のある会社に、郵便事業運行上最もよいと考えられるものに契約をして行きたい。こういうように考えておる次第であります。

○吉田(安)政府委員 白井委員のごもつともな御質問に対しまして、大体郵便局長のお答えで十分だと思ひますが、まづたく御意見の点は、私も一応さうに考えられる点もあるのです。それでこの法案がねらうところは、今までのやり方とこれとの間にどういふ差があるか。今までやつていたことにおける弊害が、この法案によつて除去されるのか。あるいは今までの弊害がますます助長されて来るのか。これまでのいろいろ摘用されておるところの法案との区別を、そつちの方でどうお考えになつていらつしやるか、聞いて見たいと思ひます。たとえばこの法案でさう中心の問題となつて来るのは、自由契約の問題であります。鉄道とかあるいは私鉄とか、その他のこれに準ずるものは、自由契約から除外されておまして、隨意契約になつておりますが、競争契約をするとなれば、自動車で專業的に運送しているといふようなところが、自由契約としてはほとんど残るのじやないだろうか。自動車の一般的な旅客運搬をやつておるところのバスのようなものは、自由契約で大臣が命令してやらせている。ところがさうでなく、專業的にこれをする自動車の人が、競争としてやつてゐる。ところがまたさういふふうなものは、一線路において二つも三つもあり得る性質のものではない。どうしても一つにまとまる性質を持つてゐる。こういう点をよく考へて見ますと、この法案に今までの何か不備を取除けるといふような点、どこかいい点が少しでもあるのではなくて、むしろ今までの悪い点、弊害をかえつて助長するようになつて来るのじやないだろうか。こういう危惧を抱くのです。今までの法案との差異をお伺ひし

暴なことが起つて来る。暴利をむさぼるということが起つて来る。どつちにころんだつてこれはぐあいが悪いのです。それでこの法案がねらうところは、今までのやり方とこれとの間にどういふ差があるか。今までやつていたことにおける弊害が、この法案によつて除去されるのか。あるいは今までの弊害がますます助長されて来るのか。これまでのいろいろ摘用されておるところの法案との区別を、そつちの方でどうお考えになつていらつしやるか、聞いて見たいと思ひます。たとえばこの法案でさう中心の問題となつて来るのは、自由契約の問題であります。鉄道とかあるいは私鉄とか、その他のこれに準ずるものは、自由契約から除外されておまして、隨意契約になつておりますが、競争契約をするとなれば、自動車で專業的に運送しているといふようなところが、自由契約としてはほとんど残るのじやないだろうか。自動車の一般的な旅客運搬をやつておるところのバスのようなものは、自由契約で大臣が命令してやらせている。ところがさうでなく、專業的にこれをする自動車の人が、競争としてやつてゐる。ところがまたさういふふうなものは、一線路において二つも三つもあり得る性質のものではない。どうしても一つにまとまる性質を持つてゐる。こういう点をよく考へて見ますと、この法案に今までの何か不備を取除けるといふような点、どこかいい点が少しでもあるのではなくて、むしろ今までの悪い点、弊害をかえつて助長するようになつて来るのじやないだろうか。こういう危惧を抱くのです。今までの法案との差異をお伺ひし

暴なことが起つて来る。暴利をむさぼるということが起つて来る。どつちにころんだつてこれはぐあいが悪いのです。それでこの法案がねらうところは、今までのやり方とこれとの間にどういふ差があるか。今までやつていたことにおける弊害が、この法案によつて除去されるのか。あるいは今までの弊害がますます助長されて来るのか。これまでのいろいろ摘用されておるところの法案との区別を、そつちの方でどうお考えになつていらつしやるか、聞いて見たいと思ひます。たとえばこの法案でさう中心の問題となつて来るのは、自由契約の問題であります。鉄道とかあるいは私鉄とか、その他のこれに準ずるものは、自由契約から除外されておまして、隨意契約になつておりますが、競争契約をするとなれば、自動車で專業的に運送しているといふようなところが、自由契約としてはほとんど残るのじやないだろうか。自動車の一般的な旅客運搬をやつておるところのバスのようなものは、自由契約で大臣が命令してやらせている。ところがさうでなく、專業的にこれをする自動車の人が、競争としてやつてゐる。ところがまたさういふふうなものは、一線路において二つも三つもあり得る性質のものではない。どうしても一つにまとまる性質を持つてゐる。こういう点をよく考へて見ますと、この法案に今までの何か不備を取除けるといふような点、どこかいい点が少しでもあるのではなくて、むしろ今までの悪い点、弊害をかえつて助長するようになつて来るのじやないだろうか。こういう危惧を抱くのです。今までの法案との差異をお伺ひし

暴なことが起つて来る。暴利をむさぼるということが起つて来る。どつちにころんだつてこれはぐあいが悪いのです。それでこの法案がねらうところは、今までのやり方とこれとの間にどういふ差があるか。今までやつていたことにおける弊害が、この法案によつて除去されるのか。あるいは今までの弊害がますます助長されて来るのか。これまでのいろいろ摘用されておるところの法案との区別を、そつちの方でどうお考えになつていらつしやるか、聞いて見たいと思ひます。たとえばこの法案でさう中心の問題となつて来るのは、自由契約の問題であります。鉄道とかあるいは私鉄とか、その他のこれに準ずるものは、自由契約から除外されておまして、隨意契約になつておりますが、競争契約をするとなれば、自動車で專業的に運送しているといふようなところが、自由契約としてはほとんど残るのじやないだろうか。自動車の一般的な旅客運搬をやつておるところのバスのようなものは、自由契約で大臣が命令してやらせている。ところがさうでなく、專業的にこれをする自動車の人が、競争としてやつてゐる。ところがまたさういふふうなものは、一線路において二つも三つもあり得る性質のものではない。どうしても一つにまとまる性質を持つてゐる。こういう点をよく考へて見ますと、この法案に今までの何か不備を取除けるといふような点、どこかいい点が少しでもあるのではなくて、むしろ今までの悪い点、弊害をかえつて助長するようになつて来るのじやないだろうか。こういう危惧を抱くのです。今までの法案との差異をお伺ひし

ておきたい。

○浦島政府委員 従来の契約の方法の弊害という点につきましては、はたして弊害があつたかどうか、私どもは弊害がないと思つてゐるのであります。ただこの法案と従来の契約のやり方につきましては、根本的に違つてゐる。と申しますのは、従来は一定のあるAとBの地域に、自動車によつて郵便物を運びたいということを通じて、郵便物を運ぶ場合に、ある一部は運送業者に随意契約をいたしまして、しかもそれは契約をして運送命令書という、いわゆる上からの命令で仕事をやらせるという建前をとつて来たのであります。ところが今度の法案ではそういう建前を打開しまして、一般の私法上の契約の建前をとることになりました。しかもそれが契約におきましては自由競争によつてやるといふ建前をとつた点が、大きな違いであると思ひます。従いまして、従来のように運送命令書という言葉を使ふかどうか。今後はそういう形は、おそらくこの法案の趣旨からいたしまして、とれないのじやないか。もちろん運送の要求等につきましては、そういうことはあります。自由契約の場合にはあくまで契約自由の原則の建前におきまして、そういう形をとつてゐる。そこに根本的な違いがあるわけでありまして、従つて従来の行き方が弊害があつて、今度のいいかというところでなくして、要するに民主的な思想によりまして、お上からの仕事を預かるということとなくして、命ぜられるというところでなくして、あくまで契約者と郵政大臣と対等に、合意のもとに契約を結んで、郵便物の受託をせしめて行く。

う。こういうところに根本の違いがあると思つておられます。

○井之口委員 たとえばバスが通つてゐるところに郵便物を委託する場合、今出されてゐる法案によりまして、やはりこれは随意契約になつてゐると思ふのであります。そのバスがずつと運行してゐる。それに附帯して委託したのでありますから、これは競争入札ではなくして随意にするように、これから除外されておられます。實際競争契約をするにすれば、むしろ専門的であります。それで非常に懸念するところはどこであるかと申しますと、そういう会社が次第にバス、自動車なりを持つて全国的に多くなつて来て、そして今日国鉄または大きな汽船会社というやうなところに委託してやつてゐるものが、むしろ自動車の運行を専門的にやつてゐる輸送会社が競争を開始して、そしてこれが経済的だといふやうないろ／＼な名目か何かでもつて、あべこべに私的な競争会社の方に吸収されてしまつて、より有利な国家の交通機関を利用するとか、あるいは従来公共的に運行されてゐたところの線路よりも、むしろ営利的な方向に移つて行くとかいふやうな、そつちの方に競争が移つて行くのじやないかと思ひますが、どうでしようか。

○浦島政府委員 競争契約は、いわゆる郵便物を専用して運送する自動車のみに限られて、その他は随意契約ではないかといふやうな今御質問でございしますが、この点につきましては、随意契約をなし得る場合は、第四條におきまして、自由競争者がなくて、しかもそれに契約を結ばれない。もう一つ

は、一定の区間内に一本の運送機関、運送施設しかない場合、それから動力を使用しないで主として人力で運送する場合とか、その他災害、非常の場合等に限られてゐるのであります。乗合バスでも、同じ区間に二つの乗合バスが走つてゐる例がたくさんあるわけでありまして、そういう場合には乗合バスでも第三條の方の場合に入りまして、自由競争にされるわけでありまして、決して専用自動車のみが自由競争という建前をとつてゐないわけでありまして、従いまして御心配の、専用自動車の方にとん／＼走るといふ方向に向くのではないかといふやうな点でございしますが、どういふ運送方法を選ん

で、どういふ機関でやるかといふことは、あくまでも郵政大臣が計画を立てるわけでありまして、そこに乗合バスの路線があり、しかも郵便物の数量が非常に少く、乗合バスを利用してもさしつかえないといふ区間につきましては、あくまでも経済的に乗合バスの方を郵政省としては利用して行くわけでありまして、従つて専用自動車会社がだん／＼独占的に拡張されるということとは、郵便物が多い、あるいは専用自動車を利用した方がより郵便物の輸送力が拡大する、しかもスピードを増す、こういう点がない以外は、会社自体の力によつてだん／＼広まるということとはあり得ないと思つておりますから、御心配ないと思ひます。

○井之口委員 最後に御聞きたいしますが、通信省の方では運送の一元化といふことを、やはり原則としておいてゐると思ひます。それをこうした法案によつて自由競争を許してやるやうになつて来ますならば、一元化に進ん

で行こうとする方向に努力を拂わないで、郵便物の運送を営利的に運用するやうなことになるやうな、ちやうど国鉄の方でも荷物の小口取扱を民間にまかしてしまふやうな現象が起つておられます。これも政府の方針として過般きめられたやうであります。そういうふうな小間切りにして、次第々々に郵政事業を民間に拂い下げて行くその手初めに、まずこういうやうなことを奨励するやうな法案を出して来られておるのじやないかと思ひますが、将来の点はどうか。

○浦島政府委員 通送一元化の点でございしますが、ただいま井之口委員は、郵政省自体において通送一元化を考へておるのに、この法案は逆行するのではないかと御質問でございします。元來通送一元化の問題は、全通組合なり、あるいは前の国会等におきまして各委員からの御質問もあつた点でございしますが、通送一元化の問題につきましては、いろ／＼問題があるわけでありまして、通送業をやるやうな機構を一元化するのか、あるいは仕事を一元化するのか、あるいはまた通送業務自体を一元的に充実に行くのか、こういう点があるわけでありまして、組合側のおつしやる一元化の内容はどの点にあるか、私どもにはまだのり込みめないのであります。多分機構の一元化に力を入られておるやうでございします。この通送業の一元化の問題は、自動車、汽車によりまして輸送、あるいはそれに附随しますいろ／＼な問題を全部一元化して、しかもその機構を全国的に一本にまとめようといふやうな御意向のようでありまして、御承知のやうに鉄道郵便につきましては、鉄道郵

便局というものが各地にありまして、それを第一次的に郵政局が監督してゐる。本省で統轄いたしておるわけでありまして、それから陸路の自動車通送につきましては、この法案によりまして、各郵政局がそれ／＼の運送業者と契約を結びましてやつておるわけでありまして、それらの鉄道郵便と自動車による運送業、あるいは馬車による運送業も一元的に管理して行くところの機構を、全国的に一つにまとめようといふ御意向といたしまして、これは相當に研究しなければならぬ問題でありまして、郵政省としましてはあらゆる点から検討いたしまして研究中でありまして、これを一元化する考えはまだきまつておらぬわけでありまして、どうかその点誤解のないやうに御了承願ひたいと思ひます。

○井之口委員 当局においては、まだそういう一元化の方針を持つておいて、にならぬといふことは、よくわかりました。これは初めは経営の方の一元化をすることが望まれるでしょうが、次第にそれが進んで参りますれば、機構の方への一元化といふことも行かれるものである。たとえば一つの私企業にまかしておつて、その運営だけを政府の方で監督するといふのも、一元化の一步でございまいやう。しかもその私企業の方が利益をむさぼる。いわゆる利益の少い点に對しては、あまり手を出さないといふやうなことになるやうなことを、やはりこれは運送の方の一元化を阻害するやうな傾向になつて来ます。実際の経済上の大きな力をもつて独占してしまふといふやうなことになる。自由契約は法律上あつても何も

役に立たないというふうになつて来て、結局はそれが機構の点においても、一元化される必要が起つて来る問題であらうと思つております。それで個人として運搬するとかなんとかいう点、それから鉄道がすでにある点、汽船がある点、こういう点は今までずつとやつておつたのだし、この法案によつて別に大きな影響はこうむらないと思つておりますが、一番大きな影響をこうむるのは、今申しますように專業的にやつておる独自の全国の自動車運送、これに対して一番大きな問題が起るものだから、それが成長して行つて、一元化を阻害するような弊害が起つて来やしないだろうかということ懸念して話したわけでありまして、これで私の質問は終ります。

○加藤(隆)委員 本法案の第二條によつて、郵便物の運送の契約が成立し、その郵便物の運送を行う者は、第十六條によりますれば、郵便物の運送を安全、正確かつ迅速に行わなければならないという規定がある。この規定に従わない者に対する責任については、さらに罰則も設けられておるようでありまして、ただこれは甲の局から引継ぎを受け、乙の局に引継ぎをする間の道程において、契約による責任を問われることだけであつて、同じ公務に従事しながら、この運送の機関における責任を果す上において、法令による條項が何らこの法案に規定されておらぬように思われますが、当局は甲から乙に至る間の運送の責任を、しかも公務を保護して行く上において、法令に何らかの規定を設ける御意思がないかどうか、承りたいのであります。

○浦島政府委員 甲乙間に郵便物を運

送して参りますときに、その仕事を保護するために何らかの令が必要ではないかという御意見でございますが、それに關連して考えますことは、まず第一点として、その郵便物を運送して参ります従事者は、郵便の業務に従事して居る者かどうかという点であります。この点は郵便法の七十九條、八十條におきまして、郵便の業務に従事する者につきましては、加重刑が規定されておるわけでありまして、従つてこの観点からその従事しておる者が郵便の取扱をしないとか、あるいはその他の犯罪を犯すということは、この加重刑において十分に郵便の業務を保護されておるわけでありまして、従つてこの点につきましては御心配な点はないと思ひます。

なおもう一つは、第三者いわゆる公衆が、その郵便物を運送して居る自動車の運行を阻害した場合に、どういふことになるかということでありまして、これにつきましては提案しております政府原案におきましては、公務に従事するものとみなすという規定がございますので、刑法上の公務執行妨害罪の第九十五條の適用がないわけでありまして、従いましてさうな場合には公務執行妨害罪が成立しないわけでございます。そうしますと郵便の業務の運行上支障があるのではないかと、この御心配があるかと思ひますが、この点につきましては先日の委員会におきまして、郵政省として考えております点をお話申し上げた通りでありまして、郵便物の運送の形態はいろいろあるわけでありまして、ある場合には汽車に郵便車をつなぎまして、こちらの現業の人が直接乗つて仕事をされる

場合がありまして、また乗合自動車に託してやる場合もありまして、また郵便物のみを専門に運送しておる専用自動車もありまして、このあらゆる場合場合にすべて公務執行妨害罪を成立させることが、はたして国民の側、いわゆるその業務を見ておる国民の側からいたしまして、適當であるかどうかという点もいろいろ考えられるわけでありまして、従つていろいろな点を勘案いたしまして、かような規定を設けなかつたのであります。もちろんこの規定がないといつたとしても、多くは公務執行妨害の場合には、暴行その他のいゝゆる危害を加えられる点もございますので、そのような場合には刑法の二百八條の暴行罪の問題で処罰されることになりまして、またその運送業者の業務の妨害という点も起るわけでありまして、これらも刑法によりまして三年以下の懲役に処せられるという点もありません。また郵便法の第七十八條によりまして郵便の障害になるような行為があつた場合には、五年以下の懲役というやうな規定もございまして、刑法並びに郵便法の規定からい

たしまして、刑の輕重におきましては公務執行妨害罪とさしたる差異がございませんで、十分にその目的が達せられる。こういうふうに私どもは考えまして、この規定を設けなかつた次第でございます。

○加藤(隆)委員 ただいまのお話の点につきまして、大體了承はできるのですが、この法案自体から見ると、この輸送の契約に従事するものといつたしまして、当然この運送契約によるところの責任を遂行する上におきましては、いわゆる委託者の怠慢によつて生ずるこ

とが罰則に觸れることはもちろんでありますけれども、公的な業務に従事するものといつたしまして、法案自体の点から考へて、ここにはつきり甲から乙へ至る間の過程において、郵便物の輸送についての法令上の責任を明らかにしておくことが必要かと存するのであります。私は第二條に何らかの但書一、二項を加えていただく必要があると感ずるものであります。かような点につきまして、当局としてはいかにお考えになつていただけるか、承つておきたいと思ひます。

○浦島政府委員 先ほどから申し上げるように、郵政省としては、公務に従事するものとみなすという規定を必要としなかつたのであります。この規定を明示しなかつたのであります。かりに何らかさうな規定を設けるといふことでも、いろいろ運送の場合々々が違ひますので、そこに限定的にほんとうに郵便物のみを運送している場合のみになりますと、専用自動車はみな赤く塗つておられますし、タイヤの標識をつけておられますから、公衆が見て、これが郵便物を運んでいるという認定も容易である。乗合自動車に人が乗つて居る場合に、それが郵便物を積んで居るかどうかわかるのは、非常にむづかしいと思ひます。従つて何らかそこに實際的に必要な場合に限定されますならば、郵便業務の運行の確保という観点から、郵政省としても支障ないのではないかと考へて居るわけでありまして。

○大和田委員 ただいま白井委員より指摘された問題につきましては、政府委員より詳細な説明がありまして、了承したのであります。要は独立採算制と民主的との二つをねらつて、従来

やつたことの法的措置を講じたという結論になると思つておりますが、さうに承知してよいのです。いま一つは専用のものであれば、赤く塗りあるいはタイヤの字をつけていることはその通りであります。バスのような場合においても、それらの者に責任を感じさせ、誇りを持たせる意味において、あるいは迅速を期する上において、戦前などにはよくあつたが、タイヤの字を書いた旗を郵便物を運ぶ場合にのみ用いることは、有効であると思ひます。今後こうした措置を講ずる考えがないかどうか。こういうふうにするのがよいと考へるのであります。御所見を伺ひたいと思ひます。

○浦島政府委員 この法案が独立採算制と直接的に結びついて居るかどうかという点については、そこまでは考へていないのであります。しかし民間の運送業者に委託した方が、経済的であるという観点からいたしまして、経費の節約等から見て、独立採算制の線に沿つていふことは言えると思ひます。が、独立採算制をやるがために、この法律をつくつたといふことは、直接的にはございせんので、御了承願ひます。それから乗合自動車等につきまして、タイヤの字の旗を掲げたらどうかというお話ですが、昔はさういふ旗を掲げたこともありますが、同じバスにしても、各便全部郵便物を積んで居るわけではありませんで、一日數回走つて居る便の中の、郵便物を配達する上にも最も効果のある便を選びまして、その中の數便に委託して居るところもあるわけでありまして、そのバスの運送業者が郵便物の運送を受命して、常に旗を掲げることとはどうかと思

いますし、またかりに郵便物を積んで
いる際に旗を掲げることも、一つの考え
方だろうと思いますが、昔から郵便は
お上の仕事だという一般の觀念があつ
て、郵便物を積んでいるというこ
は、お上の仕事をしているという特權
意識が強いという点もあると思ひ
ます。従つてはたしてそういう旗を掲
げることが、今日の民主的な時代にお
いて、運送業者が喜ぶかどうか。しか
しこれは郵便が積んであるということ
を国民に表示する意味においては、意
義があると思ひますが、さうな點
からいたしまして、目下のところ旗を
掲げさせるというところまでは考へて
ないわけでございます。

○大和田委員 今申し上げたのは、そ
の路線を歩くバスに対して、常に旗を
掲げるといふ意味でなしに、その郵便
物を持つた場合においてのみをさした
次第でございます。それで民主的な世
の中ではそういうことはどうかと思ひ
ますが、前段申し上げましたように、
その運手なりに責任と誇りを持たせ
るために、なお郵便物がぞうした旗を
掲げて置きますと、一本きり行かない
場所、道路が悪いのであります。馬
車も従つてその旗の字を掲げた場合
には、早く行つてくれということにな
つて、活合いもできますし、どの場合
にもその旗を掲げたことが、お上の仕
事であるというふうには考へられない
のです、一応研究が願ひたいと思ひ
ます。

○浦島政府委員 その点は御好意ある
御意見と思ひますので、十分研究をい
たしてみたいと思ひます。

○石原委員長 この際委員長より二、

三の点に対して質疑をいたしておき
たいと思ひますが、実は郵便物の運送の
現状を見ておきますと、大部分の勞
務の面は、すべて郵政省自体の直營に
なつておりますが、機械力を応用す
る面は、そのほとんどすべてが委託さ
れていて、いろいろな現状になつてい
るのであります。私どもは通例考へま
すると、今日の現状においてはむしろ
この勞務管理が非常にむづかしい面
でありまして、この面には相當の研究を
要する。機械力の運送の面に対する管
理といふものは、むしろかえつて楽で
はないかといふような考へ方を持つも
のであります。さうにいたしますと
と、今日郵政事業は月間約三億四程度
の損失を招いているのであります。こ
ういふ面にも郵政省が直接にくふう
をいたされまして、あるいは努力をい
たされまして、改善されるならば、
今日この赤字も相當程度消せる
のではないかといふことを考へるわけ
であります。そこで第一番にお尋ねい
たしたいことは、今日やつていらつし
やる委託業務といふものは、将来も引続
いておやりになるのか。今日までの質
疑の中に聞いておりますと、このやり
方は将来もずっと引続いて行われると
いうように聞かれるのであります。が、
少くとも本法案の第二條によつて明ら
かになつたことは、この郵便物を委託
するといふことは、あくまでも經
済的であるといふことが前提になつて
おりまして、この行為が少くとも經濟
的でなかつたならば、これはすべてや
めてもらわなくてはならないとわれわ
れは考へるのであります。さうにい
たしますならば、今日通例常識とい
たしまして、このお役所仕事は非能率

的であるといふことは万人承知いたし
ておりまして、これは国民といたしま
しても、またわれ／＼国会といたしま
しても、まことに遺憾千萬なことであ
ります。最も能率の上らないところの
役所に、最も大事な仕事を国民は委託
している。さうして役人も国民もこれ
を認めるというふうなことは、将来
日本の事業といふものは非常に憂慮さ
れなくてはならない。こういうことを
私は考へるのであります。私はこ
の委託事業につきまして、郵政省が
格段の努力をいたされまして、さうし
て一般民間会社が行うよりもつと能
率的に、もつと經濟的に運送されるま
でに努力をいたしてまいりたい。その
ためにはどの面をどのように改善した
らばよろしいか。こういうことにつ
いてももちろん真摯な御研究がなくて
はならないと考へるわけでありませ
う。そこで私がお尋ねいたしたいのは、
郵政省としてこういうような問題に対
して、大體どの面をどのように改善し
て、過去において研究されたことが
あるかどうか。もし研究されたことが
あるならば、どの点を將來どのように改善
したい。こういうふうにお考へである
かどうか。この点を質しておきたいの
であります。

また御質問の趣旨は、機械力の利用
にどう／＼進むべきではないか。従つ
て機械力の利用といふものについて、
直接郵政省自身がさういふ方向に行く
べきではないか。さういふ御質問の
点については、さういふ御質問につ
きましては機械力の種類にもよること
でございます。たとえて申します
と、鉄道あるは軌道等につきまして
は、すでに全国にこの鉄道、軌道網が
敷かれておるのであります。これを
郵政省が直接さういふ施設をして行く
といふことは、かえつて經濟的である
かどうかといふ点について問題がある
と思ひます。もちろん必ずしも機械力
の利用といふものは、直接みづから機
械力を設備してやらぬでも、既存の機
械力を利用、活用して郵便物を送ると
いふことも、一つの機械力の利用では
ないか、かように私は考へておるの
であります。かような点からいいます
と、すでに鉄道網が敷かれておる今日
の現状におきましては、他の業者によ
つてやられておるところの鉄道網を利
用するといふことは、一つの機械力の
利用ではないかといふように考へます
ので、鉄道方面につきましては、おそ
らく將來においても直接郵政省が直轄
して行くといふことは、非常にむりで
はないかと思ひます。ただ問題は自動
車による機械力の点でございますが、
これはなるほど自動車等は、郵政省に
おいて自動車を買つて、それを動か

ばいいわけでありませうけれども、この
点につきましても先日の委員会におい
ても申し上げました通りに、自動車の
運送業といふものは、特殊の技術と、
運行上の感といふものが必要でありま
すので、その辺はな／＼役人仕事で
はうまく行かないと思ふのでありま
す。しかも現在自動車を専用でやつて
おりますのは、行き方としてしまは
くまでも、自動車運送といふことは郵
政省がやつておるのであります。たと
えはどの区間に何回やるか、何時に出
発するといふ計画は、あくまで郵政省
がやるのであります。その運送業者
がやりますのは、要するに民間の資力
によつて車を整備し、従事員を雇つ
て、郵政省からやつてくれといふボタ
ンを押してもらへば、はいと言つて機
動的に車を動かす仕事をやるのでござ
いますので、かえつてさういふ場合の
方が便利であるし、また經濟的な面
もあるのではありません。すなわち郵政省
が直接自動車を買ひまして、自動車網
を全国に張るといふことは、資本がい
るわけでありませう。また既存の自動車
運送業者を買収するといふことも、非
常に大きな經費を要することござい
ますので、結局今日におきまして、直
接自動車運送するといふことを郵政
省でやることは、はたして財政的に可
能であるかどうかといふ点が、相當考
すべき点があると思ふのであります。
ただ委員長の御質問の、將來官庁の事
務といふものが非常に能率的に、經濟
的にやられたならば、民間のさうな
事業と何らかわがらない。むしろ民間
の事業より以上に能率的で、經濟的に

なるという時代が来たならば、どうか
というような御質問でございますが、
これは仮定でございますが、もちろん
そうなりますことは、国家的にも非常
にいいことだ。官庁事務がそうなりま
すことは、非常にいいことであるま
すので、その時期になりましたらまたそ
の時期として、郵政省として考慮すべ
き問題でありまして、今からさような
前提のもとに必ずやるということとは、
ちよつと私も明言ができませんと思
いますので、この点はそういう点で御
了承願いたいと思います。

なお従来かような運送についての十
分な改善方法について、具体的にどう
いうことを考えておつたかということ
でございますが、従来いわゆる通送施
設を改善します場合には、あくまで経
費が節約になるということが一つ。も
う一つは郵便物の速達が期せられる。
この二点からいいたしているわけであり
まして、多くは従来通送施設の改善と
申しますと、十里も二十里もあるよう
な長いところを、人力で、肩にかつ
いで郵便物を運んでおつたのを、そこ
に自動車の路線が開かれた。あるいはそ
こにある特定の運送業者が、専用自動
車で郵便物を運びたいというチャン
スがありましたときには、郵便物のス
ピードという観点から、人力による通
送業務を、自動車によるところの通送
施設に改善をいたして参つていたので
あります。また自動車路線がありまし
ても、そこに鉄道が敷かれて、その鉄
道によつて郵便物を運送した方が、よ
り以上にいいという場合には、自動車
路線を鉄道に切りかえた場合もありま
す。またある軌道の運送が非常に不経
済で、非効率であるという場合には、

逆に自動車の路線に切りかえたことも
ございます。それはおの／＼各區間の
各路線の状態、それから郵便物の速達
という観点から、個々に具体的に検討
しまして、できるだけ経済的に、しか
もスピード化するという二大原則のも
とに、郵便の通送施設の改善を今日ま
でやつて来ている次第であります。も
ちろんこの点は将来におきまして、
郵便事業の根本でございまして、そ
ういふ観点からこの通送施設の改善を
やつて行きたいと思つてゐる次第であ
ります。

○山本利委員 大体この問題に関し
ましては、質疑も出盡したようであり
ますから、これにて質疑を打ち切れん
ことを希望いたします。

○石原委員 ただいまの山本君の動
議に御異議ありませんか。

〔異議なしと稱する者あり〕

○石原委員 御異議なしと認めまし
て、本案に対する質疑はこれにて打ち
切ります。これより討論、採決に入るの
であります。都合によりまして次会
に延期いたします。

○石原委員 次に郵政事業復興施策
について質疑を継続いたします。

○井之口委員 郵政大臣がおいでにな
ると非常に都合がいいのですが……

○石原委員 大臣の出席を要求して
おります。

○大和田委員 この問題について一、
二御質問申し上げたいと思つてあり
ます。切手やはがきの調製でありま
すが、現在主として印刷庁にこれを
当てられており、ごく少量のはがきに
ついてのみ、民間会社を利用している
ように承知しておりますが、民間会社

に発注の単位と、印刷庁に発注の場合
と比較してみると、民間会社の方がは
るかに低廉でありますことは、はつき
りいたしてゐるのであります。従いま
して将来政府におきましては発注の場
合、印刷庁のほかに適当な民間会社を
含めて、競争方式をとる考えがある
かどうか。もちろん切手等につきまし
てはいろいろ機械がいりますので、た
だちにこれを民間会社に移すというよ
うなことはできないといつたしまして
も、しかしながら今日機械もだん／＼
多くなつて参つておりますので、切手
ももちろんのこと、はがきにつきまし
ては政府の意見としても、一部民間会
社と競争方式に進まんとしてゐるよう
なことも、見受けられる点なしとし
ないものであります。この点を伺いた
いと思つてあります。これを数学的
に見ますと、印刷庁のものを全部民間
会社に発注したというふうなところか
らにいたしたとすれば、おそらく千八
百万くらいその利益の差があるの
ではないかというふうな数字が見られ
るわけでございます。この点につきま
して当局の御意見を伺いたいと思いま
す。

○吉田(安)政府委員 ただいまの大和
田委員の御質問は、まことにごもつと
もな御質問と存じます。何しろ郵政省
といつたしましても独立採算制をとつ
て、これからは自前で作つて行かなけ
ればならぬという関係でありますか
ら、少しでも経費を省くということ
は大事なことでもあります。従つてた
まお説のようなことも、これは十分考
慮を拂うべきが当然だと思つて、従
来のことは私詳しくは存じませんが、
これを一方的に偏在したところのみ

発注しておくということは、今の経済
面から見てどうだろうかという疑問が
出ますことは当然であります。なお今
おつしやるように、民間の方も加えて
競争方式をとるかどうかという点は、
それが計数面から非常に経済的である
ということになりますれば、御意見の
旨をよく体しまして将来善処いたした
い、かように存じます。

○大和田委員 大体了承いたしました
が、今日までごく最近において、そう
したような交渉をしたことがありま
す。あるいはいたさんとする計画をい
ましておられますか、承りたいと思ひ
ます。

○吉田(安)政府委員 お答えいたしま
す。従来これは印刷局の方に一本と
してつづつと注文をしてやつておつた
のであります。しかし印刷局とい
なことがあつたのであります。どうし
てもこちらから注文したのが、間に合
わないというふうなことがありま
す。もちろん民間の方にこれを注文を
してやつておつたという事情ござい
ます。今度の御承知のお年玉つき年賀
郵便なんか、まつたく時間的に見て間
に合いません。でありますから、民間
の方にこれを注文している。これはも
ちろん一部であります。そういうこと
も十分考慮してやつて行きたいと思
つております。

○石原委員 次に本日公報に掲載の
請願日程を議題として、審査に入りま
す。

まず日程第一、川崎市南河原郵便局
復活の請願、紹介議員より趣旨の説明
を願ひます。

○風間委員 本請願の要旨は、川崎市
南河原地区には終戦直前まで南河原、
柳町の二局が置かれていたが、戦災に
会い焼失した。しかるに、該地区は、
復興目ざましく、特に最近人口増加
し、急激に発展しつつあるが、いまだ
に郵便局の設置なく、産業、文化上多
大の支障を来している。ついでには、
南河原地区にすみやかに郵便局を復活
されたい次第であります。

○石原委員 政府の意見があれば承
つておきたいと思ひます。

○吉田(安)政府委員 請願の御趣旨は
よくわかります。ただここに無集配局
の設置予定地を旧川崎南河原附近とい
たしますときには、他の最近局との距
離が非常に近くなりまして、御承知の
通り局の設置には一定の距離について
の標準がありますために、その標準距
離に適合いたしません。従つて今
くこれを實現するということとは、さ
うな点で多少困難を感じておるので
あります。請願の御趣旨はよくわか
りますから、近き将来において實現が
できますようには十分考慮いたした
いと、かように考えております。

○白井委員 ただいま御説明くださつ
たことによつて、ほぼ盡きておるわけ
なのであります。ここは世帯数二千
八百三十七、人口一万二千七百十七、
その附近の最近における人口増加の状
態は、毎月平均四十世帯、二百人ずつ
の増加を示しております。附近の会
社、工場というものは、まず川崎市の
中央市場、それから東芝電気柳町工
場、日産柳町変電所、池貝鉄工、日産
化学、日本油脂、川崎製パン、このほ
か局舎の附近にはこの新設を希望して

おる二十有餘の大小工場が存在いたしてあります。交通状態は御承知の通り第二京浜国道が、最近新大橋の架橋を完了いたしまして、ともに活発な交通状態を示しております。それから川崎市を縦貫するところの産業道路も、現在非常に利用価値を増しているというような状態であります。ただいま趣旨についての御説明がありましたように、南河原、柳町、この二つの局が従来あつたわけですが、ところが不幸にして三分の二が戦災で焼失になりました。爾來五年間経過しておりますのでありますが、さきに申し上げました通り非常な勢いをもつて復興しつつあり、おそく川崎市の復興のペースセンターの上からいたしますと、該地区が一番先端を切つておるといふ実情でございます。というのには、交通及び諸般の條件に恵まれております結果、さうなことに相なるのでございます。東芝堀川町工場の一角に一つ郵便局がございますが、こゝまで一定の距離がないとおつしやるならば、その場所を條件に適するところへ引離しても、一向苦しくないであります。ただ利用者がかくのごとく密集しておるといふ關係をひとつ御了承くださいまして、この請願の趣旨が貫徹されるよう、最善の努力をお願いする次第でございます。

○吉田(安)政府委員 ただいま白井君から実際の状況等詳細に御説明になりましたし、当局におきましてもその点さらにひとつよく調査いたしまして、定員の關係もあることと思ひますから、善処したいと思つております。

○石原委員長 次に日程を繰上げまして、日程第二、川原村に特定郵便局設置の請願の審査に入ります。紹介議員より趣旨の説明をお願いします。坪内八郎君。

○坪内八郎君 この請願はよく請願したけれども、非常に深刻な請願なのであります。この長崎県の西彼杵郡川原村は私の隣村でありまして、請願の趣旨にも書いてありますように、大体戸数が五百、人口が三千余りあるわけでありまして、非常に郵政事務が多くて、現在隣村に行つて、いろ／＼な郵政關係の事務をやつてゐるというやうな実情でありますけれども、並んで行列をつくつてやつてゐるというやうな実情であつたために、たま／＼今年の十一月から発足いたしました簡易郵便局も熊本郵政局でいの一に取上げて、この川原村に簡易郵便局を設置したというやうな実情のところでありますので、ぜひこの委員会でも請願を採択していただくと同時に、關係当局において二十五年中ではぜひ郵便局を設置してもらいたい。かように考えまして請願いたしておる次第であります。昨年は千八百も無局村があつたというやうなことでありましたが、二十五年度におきましては、その方面の予算もどういふやうになつてゐるかわかりませんけれども、ぜひ特定局をこの川原村に設置していただくよう、特にお願いする次第であります。

○吉田(安)政府委員 ただいまの請願の御趣旨は、十分当局でもわかつております。そういう關係もありまして、熊本の郵政局も、おつしやる通り十一月一日から、とりあえず簡易郵便局を設置されておりますから、次に来るものは大体何かということをお想像の上、しばらくお待ち願ひたいと思ひます。必ず善処いたします。

○坪内八郎君 今年の予算では、郵便局のないものは国内に千八百もあつたけれども、行政整理あるいは予算、資材關係から、とうていやることができなかったというやうなことでありましたが、この機会にお尋ねしたいと思ひますが、二十五年度におきましては、そういった特定局の新設というものが何か考慮されて、二十五年度の予算を組んでおるかどうか。ちよつとこの機会に教えていただきたいと思ひます。

○吉田(安)政府委員 郵務局長から聞きますと、ごく少数の予算を組んでおります。

○坪内八郎君 ごく少数の予算が組んであるというやうなお話でありますから、どうぞその少数の中にぜひこれを入れていただきたいと思ひます。

○吉田(安)政府委員 御承知の通り定員の關係もあるものですから、その点にも一つ障害がありますが、御了承願ひたいと思ひます。

○石原委員長 次に日程第二、電報配達要員に関する請願を議題に供しします。

○風間委員 本請願の内容について説明させていただきます。電報配達通数一箇月百五十通以下の郵便局の電報配達要員は、通信第七六号によつて全面的に廃止され、すべて臨時職員をもつて配達されるやうになつたが、しかし事業の性質上臨時職員で配達することは、電報の使命である迅速性を欠き、また通信の秘密が漏れる等、多大の迷惑をこうむることが多い。ついでに、

このやうな電報配達要員制度を改正されたい次第であります。

○山下説明員 お答えいたします。電報の配達通数の僅少な局、ただいま一箇月百五十通以下のところに対しましては、大体一月は六月初めから、全面的には九月の一日から臨時職員による配達に切りかえました。そういったことは、電信事業の経費の合理化をはかりますとともに、行政整理後の職員の重点配置に伴います。不経済施設におきまします通信サービスの低下を、極力避けるやうにいたしましたやむを得ない処置であります。こうしますことによりまして、御指摘のやうな通信サービスの低下、あるいは秘密の漏洩とかいふやうなことが、絶対にないやうに極力その措置をとります。そういうところにも適任者を得ることに努めております。またさういふ適任者を得ることが、もし不可能であります場合には、一定の人を日雇ひにしまして、常駐使役する等の処置を講じまして、ただいま御指摘のやうな不便のないやうに、極力いたしておる次第でありますから、どうかこの点一般業者の各位にも理解のある御協力を願ひまして、この効果が達せられるやうにお願い申し上げます。

○石原委員長 日程一三、相馬大倉郵便局に電話架設の請願を議題といたします。請願の趣旨説明を求めます。

○風間委員 ただいま議題となりました請願の趣旨を弁明させていただきます。福島県相馬大倉局は、磐城大館局から十キロの地点にありまして、林産資源をはじめ、農産物、タバコ等の生産多く、これが適期輸送は通信連絡不円滑のため滞貨多く、その上供出期を失する等、経済的不利はなほだしく、また急病などの場合は、医療機関のない該村では、徒歩連絡の外はない。ついでに、すみやかに該局に電話を架設せられんことをお願いする次第であります。

○山下説明員 本件は加入区域外通話の開始のことと思はれますが、加入区域外通話の事務開始は、これに多大の経費と資材を必要としますばかりでなく、郵政大臣の委託事務の關係もありまして、年々を通じまして、大体約五十局程度しか実施できないやうな現状にあるのであります。来年度以降におきまして、現地の事情や通話の需要量を十分に調査いたしまして、予算、資材両面の許しを限り、できるだけ早期に請願の趣旨に沿うやうに努力したいと思ひます。

○石原委員長 日程一四、二枚橋郵便局に電話架設の請願、請願の趣旨説明を求めます。

○風間委員 ただいま議題となりました二枚橋郵便局に電話架設の請願につきまして、趣旨を説明させていただきます。福島県二枚橋局は、川俣局から八キロ、磐城大館局から八キロの距離にありますが、關係民は、該局に電話の設備がないので、急病の場合とか、産物の輸送に多大の支障を忍んでおる実情でありますから、すみやかに二枚橋郵便局に電話を架設されるやうにお願いするものであります。

○山下説明員 これもまたただいまの相馬大倉郵便局の電話架設の分と同様に、加入区域外の通話開始のことと思わ

れますが、前段申し上げましたように、加入区域外の通話開始につきましては、多大の経費と話材を要します関係から、来年度以降におきまして、同様現地の事情や通話需要等を十分調査しまして、予算の許します限り御趣旨に沿うように努力いたします。

○石原委員長 本日は都合によつてこの程度といたします。残余の日程は次会に譲ります。

本日はこれにて散会いたします。
午後三時三十五分散会

昭和二十四年十二月十一日印刷

昭和二十四年十二月十三日發行

衆議院事務局

印刷者 印刷所